

介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託 企画提案書等作成要領

1 目的

本要領は、熊本市が発注する「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託」の受託者を選定するため、業務の受託を希望する事業者が、発注者へ提出する企画提案書等の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の提出書類一覧に記載した書類等を作成し、所定の期日までに提出すること。（提出場所等については、「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託 プロポーザル実施要項」（以下、実施要項という。）を参照すること。）

また、提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・両面とする。A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式第3号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務の実施体制（様式第4号）
- エ 類似業務等実績一覧（様式第5号）
- オ 見積書（任意様式。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。）

(2) 提出方法

提出書類は、次のとおり提出すること。

- (ア) 上記、提出書類ア～オまでの書類については、紙媒体で正本1部を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。
- (イ) また、提出書類ア～オまでの書類及び提出書類のイ 企画提案書について参加者名（社名等）が判別されないように施した企画提案書の内容を記録したデータについては、電子メールでも実施要項2の担当部局へ提出すること。なお、データ容量の都合で、電子メールでの提出が難しい場合は、本市指定のファイル送受信システムでの提出も可能なため、実施要項2の担当部局へ相談すること。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）5月19日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）5月19日（月）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(1)について電子メールで提出する際には、必ず電話で着信を確認すること。

(4) 提出部数

(ア)の紙媒体については、正本1部を提出すること。

(5) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎6階

熊本市総務局行政管理部改革プロジェクト推進課 宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

3 企画提案書等の作成について

企画提案書等の作成にあたっては、「介護認定及び障がい福祉サービス認定業務事務処理最適化支援業務委託 基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）を尊重し、方針・手法・効果等について詳細に記載した企画提案書等を作成すること。

また、作成においては、次に掲げる項目について必ず記載することとし、項目ごとに見出しをつけること。

(1) 業務実施に対する基本方針

本業務の目的を達成するために必要となる全体的な趣旨や取組内容等を具体的に記載すること。

(2) 詳細分析業務

基本仕様書、「7 業務内容」中(2)の記載内容を踏まえ、詳細分析業務の具体的な手法や進め方等について記載すること。

特に詳細分析実施に伴うアウトカムのイメージを具体的に示すとともに、本業務における業務所管課の負担軽減に繋がるような提案があれば、その期待される効果を含めて具体的に記載すること。

(3) 改善施策の検討・提案業務

基本仕様書、「7 業務内容」中(3)の記載内容を踏まえ、改善施策の検討・提案業務の具体的な手法や進め方等について記載すること。

特に改善施策検討における視点を踏まえた具体的な改善施策について、現時点で想定される提案内容や、その期待される効果等について具体的に記載すること。

(4) 効果測定業務

基本仕様書、「7 業務内容」中(4)の記載内容を踏まえ、効果測定業務の具体的な整理方法やアウトカムのイメージなどについて記載すること。

特に、定性的な効果を含めた改善施策全体の効果について具体的に記載すること。

その際、短・中長期ごとの分類や、施策の円滑な導入に向けて必要となる判断材料の整理など、効果的な手法や工夫の提案があれば具体的に記載すること。

(5) 改善施策の実現に向けた支援業務

基本仕様書、「7 業務内容」中(5)の記載内容を踏まえ、在り方検討資料をはじめとした各ドキュメント(成果物)のアウトカムのイメージなどを具体的に記載すること。

特に、各資料の作成や支援において、庁内合意形成等を円滑に進めることに寄与する効果的な手法や工夫等の提案があれば、その期待される効果を含めて具体的に記載すること。

(6) 独自性

基本仕様書で求める要件以外で、本業務目的を達成する上で、有用な企画や提案等がある場合は、その内容、効果等について具体的に記載すること。

(7) 業務遂行能力

「業務の実施体制(様式第4号)」及び「類似業務等実績一覧(様式第5号)」の記載内容を踏まえつつ、本業務を確実に遂行するための業務実施体制等について具体的に記載すること。

特に業務所管課の負担軽減や効果的な業務改善の提案が図られるよう、他自治体の実績や業務の知見を有する従事者の配置等が可能であれば、その内容について具体的に記載すること。

なお、「類似業務等実績一覧(様式第5号)」については、自治体業務のBPR調査に加え、要介護・障がい福祉サービス認定事務に関する運営・事務処理などの受託実績があれば、併せて記載すること。

(8) スケジュール

各業務の実施工程について、準備段階を含めた詳細なスケジュールを具体的に記載すること。